

令和5年度 第2回倉吉市総合教育会議

日 時 令和5年12月26日（火）午後3時00分

会 場 倉吉市役所 大会議室（本庁舎3階）

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 協議事項
 - (1) 地元高校の魅力化の取り組みについて…………… 1
 - (2) ファミリーホリデー（仮称）〔体験的学習活動等休業日〕について…………… 3
- 5 その他
- 6 閉 会

<総合教育会議構成員>

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市教育委員会

教 育 長 小 椋 博幸

教育委員 田民 義和（教育長職務代理者）

教育委員 高橋 義博

教育委員 伊木 香代

教育委員 徳丸 桃子

【協議事項】 地元高校の魅力化の取り組みについて

1 中部地区外の高校を進路先として選択する理由（各中学校から）

<生徒>

部活動	◎より高いレベルの部活に入り、自分を伸ばしたい。(卓球、剣道、陸上野球、サッカー、バスケットボール、吹奏楽) ◎中部の高校にない部活がある。(相撲) ◎部活の強い高校から声がかかった。
多様な学び	○多く生徒と触れ合うことができ、様々な学習内容が準備されているため、自分が成長できると感じた。 ○スポーツ、勉強、就職など、多様なコースがあり、将来に繋がりやすいと感じた。
学び方	○知り合いが少ないため、集中して勉強や部活に取り組むことができる。 ○友達がいると、一緒になって怠けてしまうから。
先輩の姿	○高校紹介のときに、目的を持ち、上昇志向のある生徒の声をたくさん聞いた。自分も成長できる高校だと感じた。
その他	○バスが迎えに来るため、通学が容易である。 ○地域に商業施設が多い。

<保護者>

- ◎子どもの選択を尊重したい。
- 子どもが自分で選択した学校なので、意欲的に学ぶと思う。
- 子どものやりたいことをさせてあげたい。

2 中学生が中部地区の高校について知る取り組み

<取組>

- 高校の先輩、教員を招き、(中部6高等学校)
 - ・先輩の声に学ぶ
 - ・目指す生徒像
 - ・進学、就職先の紹介
- 倉吉農業高校に「農業体験」と「魅力説明会」を依頼
 - ・農業だけでなく、農業を通じて人づくりを行う
 - ・大学進学など、多様な進路につながることを説明
 - ・中学校教職員も魅力に気づき、生徒に伝える
- 倉吉農業高校生徒に花の苗植え講習を依頼
- 倉吉西高校に体験授業を依頼
 - ・自分の考えを広げることを実感する
- 自主学習会に倉吉東高校、倉吉西高校、倉吉農業高校生徒、教員を招聘

<今後の計画>

- 修学旅行における大阪商店街での倉吉特産物販売
 - ・総合産業高校「くらそうや」の生徒と教員による物品販売の極意(礼儀作法、接客)の伝授
- 総合産業高校の体験授業
 - ・各コースの学習を体験し、自分に合った進路を見つける。

3 他町の取組

(1) 北栄町「鳥取中央育英高校魅力化」

- 町高校魅力化事業専門員を1名配置
 - ・各中学校における中央育英高紹介
 - ・中央育英高校生徒によるイベント開催
 - ・高校紹介ポスター作成

(2) 岩美町「岩美高等学校魅力向上事業」

- 通学費助成
 - ・岩美駅から鳥取駅間のJR定期券代を助成（上限3ヶ月：20,030円）
- 下宿費補助
 - ・遠距離により自宅からの通学が困難な生徒の保護者に対し、生徒の下宿費用の一部を助成（上限1万円/月、入学後3年間まで）
- ふるさとファミリー
 - ・県外からの入学を希望する生徒を地域（一般家庭や民宿）で受け入れ、日常生活の世話をし、学校生活を応援する制度。鳥取県と岩美町の協調支援。
- 岩美町営英会話スクール「HELLO! IWATS★」
 - ・多国籍の講師とのネイティブな会話から学ぶ英会話と異文化交流を通して、グローバルな人材を創出する。岩美高生限定の無料町営塾。（2019年5月31日開校）

(3) 日野町「日野高校魅力向上推進協議会」

- 推進協議会事業の推進とコーディネーターの雇用
 - ・推進協議会は、日野高校校長、日野郡3町の町長および教育長、日野郡3町の地域代表者、日野高校PTA会長、県教育委員会事務局高等学校課長、県西部総合事務所日野振興センター所長で組織され、日野高校の魅力向上に関する意思決定機関。
 - ・日野町がコーディネーターを2名雇用
- 寮をはじめとする財政的・人的支援、下宿先の確保
 - ・コーディネーターが日野高校双葉寮への人的・財政的支援、「日野高生サポーター制度」の創設・地域人材の確保、県外生徒のための「下宿制度」を設定。
- 公用車の利用
 - ・地域連携型の授業実施にあたって、公用車等を利用しての生徒等の移動を支援。
- 地域人材のマッチングの仲介
 - ・日野高校の地域連携型の授業・事業における適切な地域人材の発掘・紹介・派遣を行う。

【協議事項】ファミリーホリデー（仮称）[体験的学習活動等休業日]について

1 ファミリーホリデー（仮称）[体験的学習活動等休業日]とは

家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日

(1) 趣旨・目的

- ①児童生徒が保護者の方等と一緒に体験的な学習活動等に参加することを通じて、心身の健全な発達を一層促進する環境の醸成
- ②保護者の有給休暇の取得を促進
- ③学校休業日の分散化

(2) 経緯

<国>

- ・ H29. 6 教育再生実行会議「第十次提言」
 「大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるよう、学校の休業日の分散化等に取り組むこと」
- ・ H29. 9 学校教育法施行令一部改正
 「家庭や地域における体験的な学習活動等多様な活動の充実を図るために、大学を除く公立学校の休業日として、家庭及び地域における体験的な学習活動等のための休業日を定めること」

<県>

- ・ R 3. 4 新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン
 「体験的学習活動等休業日」の導入の検討
- ・ R 4. 4 新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン
 「家庭及び地域における体験的活動その他の学習活動のための休業日（体験的学習活動等休業日）の全県的な導入を検討」

「体験的学習活動等休業日」の実施校【別紙参照】	
R 4	・ 県立学校 26（高等学校 21、特別支援学校 5） ・ 市町教育委員会 3（鳥取市、琴浦町、南部町）
R 5	・ 県立学校 24（高等学校 20 + 特別支援学校 4） ・ 市町教育委員会 3（鳥取市、琴浦町、南部町）

(3) 期待される効果

- ・ 体験的活動による心身の健全発達を促進
- ・ 社会全体の年休取得促進
- ・ 家庭、地域、教育団体、企業等による多様な体験活動（イベント）の提供、充実と児童生徒の健全育成に係る市民意識の向上
- ・ 次世代育成や望ましい文化の継承

(4) 取組例

- ・生活・文化体験活動（遊び、お手伝い、スポーツ、地域行事等）
- ・自然体験活動（登山、キャンプ、星空観察、動植物観察等）
- ・社会体験活動（ボランティア活動、職場体験活動等）

2 導入に向けての必要事項

(1) 倉吉市立小学校及び中学校管理規則の改正

現行

第3条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる日のうち、教育委員会が別に定める日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (4) 夏季休業日 7月10日から9月10日までの間において校長が定める期間
- (5) 冬季休業日 12月20日から翌年1月20日までの間において校長が定める期間
- (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日までの間において校長が定める期間
- (7) その他校長が必要と認めた休業日

追加案

体験的休業日

- ・昭和の日（4/29）と憲法記念日（5/3）の間、文化の日（11/3）とその直前の日曜日又はその直後の土曜日の間、鳥取県が推奨する「年次有給休暇取得推奨デー」において教育委員会が定める期間

(2) 地域・保護者・企業等への情報提供と理解促進

- ・導入に向けての情報提供・周知（文書配布、ホームページ掲載）
- ・企業等への保護者の休暇取得促進依頼

(3) 保護者が休暇を取れない場合等の配慮（教育委員会や民間のイベント開催）

- ・児童だけでも参加できるイベント開催（PTA、地域、企業等、教育委員会）
- ・児童クラブや預かり保育等の開所

□体験的学習活動等休業日 導入校一覧

		ゴールデンウィーク期間										文化の日周辺			
		4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	11/3	11/4	11/5	11/6
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	木	金	土	日
市町村	鳥取市				○								○		
	琴浦町				○										
	南部町				○										
高等学校	鳥取商業 鳥取湖陵 智頭農林 倉吉農業 米子東 米子西 米子 米子南 日野				○										
	鳥取工業 鳥取緑風 八頭 境港総合技術				○								○		
	米子工業 境				○				○				○		
	鳥取東 鳥取西				□								○		
	倉吉西								○						
	青谷 岩美 鳥取中央育英												○		
特別支援学校	倉吉養護学校				○										
	白兔養護学校				○								□		
	琴の浦高等 特別支援学校				○				□				○		
	鳥取盲学校				□								○		
	鳥取聾学校 (ひまわり分校は除く)				□				○				○		

○:体験的学習活動等休業日 □:休業日変更

令和5年度における体験的学習活動等休業日とりまとめ

学校／教育委員会	実施予定日	備考	要望等
鳥取東高校	・11/2		
鳥取西高校	・11/2		
鳥取商業高校	・11/2		
鳥取工業高校	・11/2		
鳥取湖陵高校	なし	11月実施について検討中	
鳥取緑風高校	・5/1・5/2	11/2は記念式典あり	
青谷高校	・11/2		
岩美高校	・5/1・(5/2)	5/2は代休・11月は未定	
八頭高校	・11/2		
智頭農林高校	・5/2		
倉吉東高校	・5/1・5/2		
倉吉西高校	・5/1・5/2		
倉吉農業高校	・5/1・5/2・11/24		
倉吉総合産業高校	なし		
鳥取中央育英高校	・11/2		
米子東高校	・5/1・5/2		
米子西高校	なし		
米子高校	・5/2		
米子南高校	・5/1・5/2		
米子工業高校	・11/24		
米子白鳳高校	なし		
境高校	・5/2		
境港総合技術高校	・5/2・11/24		
日野高校	・5/1・5/2		
鳥取盲学校	・11/24		
鳥取聾学校	・11/24		
(ひまわり分校)	・5/1・(5/2)・11/24	5/2は代休	
鳥取養護学校	なし		
白兔養護学校	なし		
倉吉養護学校	・11/24		
皆生養護学校	なし		
米子養護学校	なし		
琴の浦高等特別支援学校	・(5/1)・5/2・11/24	5/1は代休	
鳥取市	・5/1・5/2・11/2		
倉吉市	なし	R6に向けて調整中	
琴浦町	・5/1		
南部町	・5/2		

11月は鳥取働き方改革推進キャンペーン2023月間です。

年次有給休暇を活用して 家族の時間をつくろう

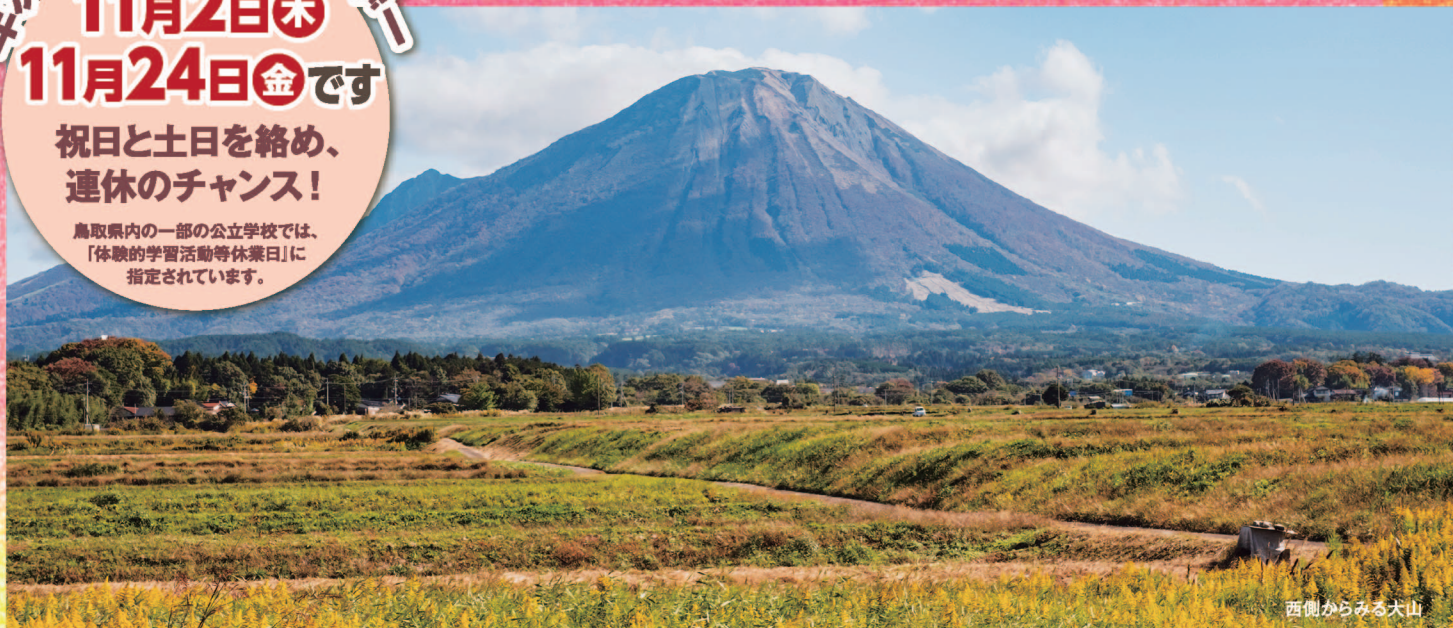
年次有給休暇取得推奨月

11月2日(木)
11月24日(金)です

祝日と土日を含め、
連休のチャンス!

鳥取県内の一部の公立学校では、
「体験的学習活動等休業日」に
指定されています。

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。



西側からみる大山



水木しげるロード



千貫松島の夕日

「働き方改革」川柳を募集中です

鳥取働き方改革推進会議では、キャンペーン期間中に働き方改革に関する川柳を募集しています。「働き方改革」について職場で、また、ご家庭で感じる言葉を「5・7・5」に乗せてご応募ください。



URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01767.html

働き方改革は、いろいろな人が活躍できるよう、
いままでの「当たり前の働き方」を見直していく
取組みだよ!

詳しくは
QRコードを
チェック!



鳥取県マスコットキャラクター「トリピー」

協力:鳥取働き方改革推進会議

厚生労働省 | 鳥取労働局 | 労働基準監督署 | 鳥取県

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

●お問合せ
鳥取労働局雇用環境・均等室
☎ 0857-29-1709

**キャンペーン関連イベントは
働き方改革特設サイト(鳥取労働局)
からチェック!!**

期間中は鳥取働き方改革推進会議の協力により関係機関で働き方改革に関連する相談・セミナー等、様々なイベントを予定しています。今こそ、さらに、働き方改革を進めましょう。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01375.html



年次有給休暇を活用して 新しい暮らしをはじめませんか!

Point 1
季節のイベントを楽しむ



Point 2
歴史や文化に触れる



Point 3
旬の味覚を満喫



Point 4
日々の疲れをリフレッシュ!



地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が広がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい鳥取県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。